



2022年2月14日

各 位

会 社 名 タツモ株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 池 田 俊 夫
(東証一部・コード 6266)
問 合 せ 先 専務取締役管理本部長 亀山 重夫
電 話 番 号 086-239-5000

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、2022年3月25日開催予定の定時株主総会に、下記の通り、定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴う株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、また、取締役会の運営について、当社取締役の構成に応じた柔軟な対応を可能とするため、次の通り当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第15条は、株主総会資料の電子提供措置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ②現行定款第15条(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ③現行定款第22条(取締役会の招集権限者及び議長)につきましては、取締役会の運営について、柔軟な対応を可能とするため変更するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線部分は変更箇所を示します)

現 行	変 更 案
第15条 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、 <u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	<削除>

<p><新設></p>	<p>第 15 条 <u>(電子提供措置等)</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第 22 条 (取締役会の招集権者及び議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p>	<p>第 22 条 (取締役会の招集権者及び議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。</u> <u>②前項の取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p>
<p>(附則) 本定款は、<u>2020 年 3 月 25 日</u>より改定施行する。</p> <p>(監査役の実任免除に関する経過措置) <略></p> <p><新設></p>	<p>(附則) 本定款は、<u>2022 年 3 月 25 日</u>より改定施行する。</p> <p>(監査役の実任免除に関する経過措置) <略></p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u> <u>1 現行定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第 15 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。</u> <u>3 本附則(電子提供措置等に関する経過措置)は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：2022 年 3 月 25 日（予定）

定款変更の効力発生日：2022 年 3 月 25 日（予定）

以 上